

# 高知県新規就農者経営発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県新規就農者経営発展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画という。以下同じ。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成対策実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）及び地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「構造転換実施要綱」という。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助事業者、補助対象経費、補助対象上限額及び補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第4条 助成金の交付を受ける者（以下「交付対象者」という。）及び補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等及び実施要綱に基づき県が別に定める「経営発展支援事業及び初期投資促進事業における高知県新規就農者育成方針」の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事及び市町村の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる

ものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（市町村除く。）。

(事業計画の作成)

第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、育成対策実施要綱別記1の別紙様式第10号による市町村経営発展支援事業計画、円滑化対策実施要綱別記2の別紙様式第10号による市町村世代交代・初期投資促進事業計画又は構造転換実施要綱別記2の別紙様式第9号による市町村新規就農者チャレンジ事業計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた市町村経営発展支援事業計画、市町村世代交代・初期投資促進事業計画又は市町村新規就農者チャレンジ事業計画について、次の各号いずれかの重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

(1) 新規就農者数に関する目標

(2) 助成金の交付計画における国費総額の増額又は30パーセントを超える減額

(3) 推進事業費の増額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の市町村経営発展支援事業計画、市町村世代交代・初期投資促進事業計画又は市町村新規就農者チャレンジ事業計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要があるときは、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必

要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に知事と協議の上、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は30%を超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、同条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が前項の規定により減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、高知県補助金等交付規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正な行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が自らが定める規程、要綱等の規定に基づき資金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

(交付対象者の情報の共有)

- 第13条 県及び補助事業者は、交付対象者への助成金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関で構成するサポートチーム（育成対策実施要綱別記1の第8の7、円滑化対策実施要綱別記2の第8の7又は構造転換実施要綱別記2の第6の7の定めによる）の間で当該情報を共有する。
- 2 県及び補助事業者は、当該情報を交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となるまで、より丁寧なフォローアップに活用するものとする。
  - 3 補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、交付対象者の同意を得たうえで適切に取り扱うものとする。

(関係機関との連携)

- 第14条 補助事業の実施に当たって、県、補助事業者、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、公益財団法人高知県農業公社、一般社団法人高知県農業会議、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった新規就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

- 第15条 知事は、必要に応じて交付対象者及び補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

- 第16条 交付対象者及び補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

- 第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

- 第18条 補助事業又は交付対象者及び補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月8日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業内容	補助事業者	補助率
<p>1 経営発展支援枠 就農後の経営発展のために、機械・施設の導入等※1を行う新規就農者に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。</p> <p>※1 育成対策実施要綱別記1の第5-1の2の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p> <p>2 地域計画早期実現支援枠 将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する下記(1)～(3)の取組※2に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。 (1) 機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組 (2) 法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組 (3) 機械・施設等の導入</p> <p>※2 育成対策実施要綱別記1の第5-2の2の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p> <p>3 初期投資促進タイプ 就農後の経営発展のために、機械・施設の導入等※3を行う新規就農者に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。</p> <p>※3 円滑化対策実施要綱別記2の第5のIIの2の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p> <p>4 世代交代円滑化タイプ 将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する(1)～(3)の取組※4を行う新規就農者(注1)に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。 (1) 機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組 (2) 法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組</p>	市町村	<p>4分の3以内 (注1)</p> <p>(1)及び(2)は2分の1以内、(3)は4分の3以内 ※県の補助上限額は(1)、(2)及び(3)あわせて900万円以内 (注1)</p> <p>4分の3以内 (注1)</p> <p>(1)及び(2)は2分の1以内、(3)は4分の3以内 ※県の補助上限額は(1)、(2)及び(3)あわせて900万円以内</p>

<p>(3) 機械・施設等の導入</p> <p>※4 円滑化対策実施要綱別記2の第5のIの2の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p> <p>5 新規就農者チャレンジ枠 将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るために、機械・施設の導入等※5を行う新規就農者に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。</p> <p>※5 構造転換実施要綱別記2の第4の3の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p> <p>6 推進事業 上記の補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(1) 助成金の交付事業の実施に係る事務</p> <p>(2) 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動</p>	<p>市町村</p>	<p>(注1)</p> <p>10分の3以内</p> <p>定額</p>
--	------------	--------------------------------------

(注1) 高知県就農支援事業費補助金交付要綱に規定する高知県就農支援事業実施要領【別記2】後継者就農促進事業の経営開始区分の交付対象者の上限額は、育成対策実施要綱別記2の経営開始資金又は円滑化対策実施要綱別記1 経営開始支援資金の交付を受ける者に準ずる。

別表第2（第3条関係）

推進事業費

区分	内容	備考
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠のある単価を設定すること。
旅費	事業を実施するために直接に必要な補助事業者の経費又は専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料及びパソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子育て拠出金）等	
委託費	補助事業を他の者に委託するために必要な経費	

（注）次に掲げる場合は、補助対象経費として認めないものとする。

- （1） 支払が翌年度となる場合
- （2） 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合

別表第3（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。